秘密保持契約書

国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、以下に規定する本件目的に関する情報及びその取扱いについて、次の通り秘密保持契約書を締結する。

（本件の目的）

1. 甲及び乙は、研究及び研究計画立案等の業務を推進する目的で、甲の○○研究室と乙の○○部門の間で技術情報及び関連情報を交換するものとする。

（秘密情報）

1. 本契約に規定する秘密情報とは、本契約の相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたものをいう。

2　 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

一　提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

三　提供又は開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報

五　秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

七　法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

（秘密保持）

1. 甲及び乙は、開示者から開示された秘密情報を自己の秘密情報について払う注意と同等の注意をもって管理し、開示者の事前の文書による同意なしに、第三者に開示、漏洩、公表しないものとする。

2　 甲及び乙は、開示者から開示された秘密情報を第1条記載の目的のみに使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならないものとする。

（実施権の不許諾）

1. 甲及び乙は、本契約のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

（非保証）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（共同研究契約等）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、その詳細を共同研究契約等に別途定めるものとする。

（輸出管理）

1. 甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守する。

2　 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与その他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して移転してはならない。

3　 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して開示又は移転してはならない。

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長できるものとする。ただし、本契約終了後も、第3条の規定については3年間に限り有効とし、第7条の規定については対象事項が全て消滅するまで有効とする。

（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ1通ずつを保管するものとする。

○○○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　東京都文京区本郷７丁目３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人　東京大学 総長　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　　　　　　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙